

協会けんぽ兵庫支部 加入者・事業主の皆さまへ

令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

| | 令和3年2月分(3月納付分)まで | 変更 | 令和3年3月分(4月納付分)から |
|--------|------------------|----|------------------|
| 健康保険料率 | 10.14% | → | 10.24% |
| 介護保険料率 | 1.79% | → | 1.80% |

- 40歳から64歳までの方は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 任意継続被保険者の方は令和3年4月(4月納付分)保険料から変更となります。
- 賞与については支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・保健指導を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を身に付けていただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

**加入者・事業主の皆さまの取り組みが、保険料率の伸びを抑える
大きな力になることをご理解ください。**



全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ

〒651-8512

神戸市中央区磯上通7-1-5三宮プラザEAST

代表電話:078-252-8701